

平成30年度会津若松市商工審議会 議事録

日時	平成30年7月18日(水) 15:00~16:00
会場	生涯学習総合センター(會津稽古堂) 研修室2

議 事

■諮問案件：企業立地優遇制度の拡充について

事務局より別紙資料により説明

審議の結果、事務局案のとおり了承された。答申書については、会長と事務局とで調整し、平成30年7月24日に会長が代表して市長へ答申を行うこととなった。
質疑応答については以下のとおり。

【質疑応答・意見】

- A委員：①交付要件や交付金額は、県の企業立地補助金と比較してどうか。交付要件の増設1人以上というのは軽すぎるのではないか。
②県と市の補助は両方受けることができるのか。

- 事務局：①A委員のいう「企業立地補助金」は、津波や原子力災害があった地域に立地し、雇用を創出したものづくり企業への補助金のことであると思うが、これは本日議論されている制度とは主旨が異なるものである。今回市で提案しているのは、新たに事業所を開設するICT企業に対し賃料の一部を助成する制度であり、県の「企業立地補助金」とは性質が異なる。県における同種の制度としては、資料P.2に参考として掲載しているICT企業等立地促進事業の補助金となる。
②県のICT企業等立地促進事業補助金と市の奨励金については両方受けることができる。

- B委員：資料P.2の参考にある県の制度では、表記が「ICT企業『等』」となっているが、この中に市が対象としている業種も含まれているということによいか。

- 事務局：おっしゃるとおり。

- C委員：①今回の制度拡充は、建設中のICTオフィスを想定しているものであると思うが、ICTオフィスに入居する以外であっても本奨励金の交付対象となり得るのか。
②交付金額の上限は決まっているのか。

- 事務局：①ICTオフィス以外であっても、本市内の施設への入居であれば対象となる。
②上限については、中小企業であれば賃料の2分の1、大企業であれば賃料の4分の1となり、いずれも500万円が上限となる。

- C委員：交付要件が緩和されたことで、申請件数が増えてしまうことも予想されるので、1件ごとの上限ではなく全体での上限も設けた方が良いと思うがどうか。

- 事務局：立地する事業所の業種を絞っているため、全体での上限を設けることは考えていない。これまでも対象業種の企業から本市への立地について相談を受けてきたところであるが、新設20人以上の要件は厳しいとの声などもあり、今回の緩和に至った。
- B委員：ICTオフィスは一定程度の産業集積を考えた取組であると認識しているが、本奨励金の交付は市内における事業所開設があれば対象となり得るとのこと。そうすると、市の目指す中心部への産業集積と相いれない部分も出てくるのではないか。
- 事務局：都市計画法上の縛りなどもあり、事務所の賃貸等が行える区域は市街化区域に限られ、自ずと集積は図られるものと考えている。ICTオフィスに限らず、中心部の古民家の活用など、多様な形態での集積を図っていきたい。
- D委員：本奨励金が交付されるのは、施設入居後1年の実績があつてからとなるが、企業としては、開店資金や1年間のランニングコストを負担することになる。奨励金の対象となる企業については、事業計画などについて審査し、一定程度枠を設けなくて良いのか。例えば、赤字企業に対しても要件を満たせば交付することになるのか。
- 事務局：要件を満たせば赤字企業に対しても交付することになる。本奨励金は、スタートアップのための補助ではなく、5年間の事業所を置くことを前提に奨励金を交付するもの。5年以内に事業所を撤退した場合は、支払った奨励金を返還していただくことになる。スタートアップのための補助としては、県の補助制度などを紹介しながら企業誘致を図っていく。
- D委員：5年間ずっと赤字経営で、法人市民税を支払わない企業であっても、今回の奨励金は支払うという認識でよいか。
- 事務局：制度上は実績があれば支払うこととなる。
- E委員：例えば4年目で事業所を撤退することになった場合、奨励金を返還することになると思うが、これは企業からすれば大きな負担ではないか。
- 事務局：おっしゃるとおりであるが、これは事業継続について確実性の高い企業を集積していくための措置である。誘致企業には、こうした制度主旨や内容を理解いただいた上で、奨励金の交付を行っていく。
- E委員：奨励金を返還すべき企業が、破産申請した場合は債権回収について諦めるということか。
- 事務局：破産申請した場合は、一般債権として手続を進め、配分を受けることになる。
- E委員：奨励金を交付する企業の事業計画については、市でも精査するという認識でよいか。中長期的な視点で精査しなければ、奨励金がもらえなくなった6年目に事業が立ち行かなくなるという可能性もあり、企業の負担になってしまうのではないか。

- 事務局：申請書類等を確認させていただき、中身が制度上の要件を満たしていれば奨励金は支払うことになる。本奨励金は、立地してもらった企業への報奨制度であり、事業計画まで詳細に確認することを意図したものではない。企業誘致のための1つのツールであると認識している。
- F委員：県の補助では、補助率を「2分の1以内」としているが、市の奨励金は「2分の1」となっており、「以内」という表記がない。この点については検討したのか。
- 事務局：市の条文においては、従来から「以内」という表記を行っておらず、これを踏襲したものである。
- G委員：新規雇用常勤従業員の定義について説明いただきたい。
- 事務局：常勤従業員については、条例第2条の第11号記載のとおり。また、新規雇用の概念については、属人的なものとしては捉えていない。仮に要件が新規雇用常勤従業員5名である場合、この5名の内訳が5年間ずっと同じである必要はない。
- H委員：ICTオフィスという立派な器ができるので、企業誘致や従業員の定住促進という観点からしっかりとした取組を行ってほしい。
- 事務局：関係部署と連携のもと施策展開を図っていく。
- B委員：①事業所で雇用する新規雇用常勤従業員数が、奨励金を受け始めた時よりも減少することになった、あるいは、②規模拡大のため市内で事業所を移転することになった場合、奨励金の取扱はどうなるのか。
- 事務局：①減少する場合は、条例第6条第2項の規定により、奨励金の一部返還ということになる。
②従業員数を拡大し、移転した場合は「増設」の要件にあてはまることになるため、新たに奨励金の対象となる。